

附 録

【附録】五ヶ国比較の整理表

大項目	小項目	日本	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス
1. 主な根拠法令		労働者災害補償保険法	社会法典 (SGB) 第VII編	社会法典第四編	ミシガン労働者労働不能補償法 ○各州の州法によるほか、連邦公務員を使用する使用者、一定の事業を行う使用者に連邦法の適用あり。	1992年社会保障拠出・給付法 (SSCBA 1992) 1992年社会保障管理運営法 (SSAA 1992) 1998年社会保障法 (SSA 1998)
2. 保険運営主体		<p>《保険運営主体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府 (労災保険法2条) ・また、保険給付等にかかると事務は所轄の労働基準監督署がこれを行う (労災保険法施行規則1条3項)。 <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険事故が発生した場合における保険給付、および社会復帰促進等事業 (労災保険法2条の2) <p>《財源》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が支払う保険料 (後掲6.(1)) ・国庫補助 (労災保険法32条) 	<p>《保険運営主体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業に関しては、産業・業種別に組織された職業協同組合 (Berufsgenossenschaft) が保険運営主体となっている (社会法典第VII編114条1項・2号)。 ・公共部門に関しては、労災金庫 (Unfallkasse) が保険運営主体となっている (社会法典第VII編114条1項3号~7号)。 <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険事故が発生した場合における保険給付、および災害予防規則の策定等を通じた労働災害・職業疾病等予防活動 (社会法典第VII編1条) <p>《財源》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主 (Unternehmer) が支払う保険料 (後掲6. (1)) 	<p>《保険運営主体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般制度 (régime général) の一部門としての労災保険制度は、国から独立した機関である被用者疾病保険金庫が運営している (法611条)。 ○初級レベルの組織があるが、労災保険給付の窓口となるのは、初級被用者疾病保険金庫。 ・被用者疾病保険金庫は一般制度の疾病保険部門も運営しているが、労災保険部門は財政上独立しており、全国被用者疾病保険金庫の労働災害・職業病委員会がこれを担っている。 <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険事故が発生した場合における保険給付、労働災害・職業病の予防事業等 (社会法典L.221-1条等参照) <p>《財源》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が支払う保険料が大半を占める。 	<p>《保険運営主体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保険会社を利用されるほか、州行政機関 (WICA) の認定により、自家保険・グループ自家保険 (以下、両者を合わせて「自家保険」という) が認められる (法611条)。 ○州政府が保険運営主体になる州もある。 <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収 (民間保険会社の場合) および保険事故が発生した場合における保険給付。 <p>《財源》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保険会社の場合、使用者が支払う保険料。自家保険の場合、使用者の資金 (後掲6. (1))。 	<p>《保険運営主体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者は、国民保険制度の中に位置づけられ、主として労働年金省 (DWP)、歳入関税庁 (HMRC) が管轄する (1992年社会保障拠出・給付法1条、1998年社会保障法8条等) (後掲3.)。 <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険事故が生じた場合における保険給付 (金銭給付) を行う (1992年社会保障拠出・給付法5章)。なお、治療あるいはリハビリテーションに関し、国民保健サービスとして行われる。また、労災予防に関しては、安全衛生庁 (HSE) が管轄する。 <p>《財源》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災保険給付の費用は、その全額が税金によって賄われる (1992年社会保障管理運営法163条(2)(C))。
3. 適用事業		<p>《原則》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制保険であり、労働者 (後掲4.(2)) を使用する事業が開始された日に保険関係が成立する (労災保険法3条1項、6条、労働保険徴収法3条)。 <p>《例外》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の直営事業および官公署の事業 (労災保険法3条2項) ※ なお、個人経営の農業・林業・畜産・養蚕・水産業のうち小規模の事業については、暫定的任意適用事業となっている (昭和44年法第83号附則12条)。 	<p>《一般制度の一部門である労災保険の適用事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制保険であり、下記以外の事業・企業に適用される (詳しくは後掲4.(4)参照) 一特別制度 (régimes spéciaux) の対象となる産業部門・企業一農業部門 	<p>《一般制度の一部門である労災保険の適用事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制保険であり、民間部門の使用上 (employer) のうち、①常時3人以上の被用者を雇用している全ての使用者、②①に該当しないが、52週のうち13週以上、少なくとも1人を週35時間以上雇用している使用者が法および全ての公務部門の使用者が法の適用を受ける (民間部門の農業を含む) (法111、115条)。 	<p>《原則》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制保険であり、民間部門の使用上 (employer) のうち、①常時3人以上の被用者を雇用している全ての使用者、②①に該当しないが、52週のうち13週以上、少なくとも1人を週35時間以上雇用している使用者が法および全ての公務部門の使用者が法の適用を受ける (民間部門の農業を含む) (法111、115条)。 	
4. 保険対象者	(1) 強制的保険対象者	<p>・社会法典第VII編2条1項は、以下の者を強制的な保険対象者として列挙している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一被労働者 (1号) 一職業訓練生 (2号) 一企業または行政官庁の指示に基づいて必要な検査・試験を受ける者 (3号) 	<p>・社会法典第VII編L.411-1条によれば、「賃金を支払われL.411-1条によれば、または賃金を支払われる全ての者」または「賃金を支払われ、または、いかなる場所においても、一または複数の使用者または企業長のために働く全ての者」は強制的な保険対象者となる。これは、一般制度の他の部門の適用対象者や労働法典の適用対象者 (3号)</p>	<p>・被用者 (employee) (法111条)。</p>	<p>・労災保険の対象者は、国民保険の第1種保険料の拠出義務を負う被用者 (employed earner) である (1992年社会保障拠出・給付法1条 (2) (a))。被用者 (employed earner) とは、グレートブリテンにおいて、労働契約 (contract of service) に基づき、または公職 (公選の職を含む) に有償で雇</p>	

<p>用される者をいう(1992年社会保障 拠出・給付法2条(1)(a))。 ・なお、労災保険給付(industrial injuries benefit)に関しては、第1種 保険料を拠出することは要件となっ ていない(1992年社会保障拠出・給 付法6条、8条、94条)。</p>	<p>・「被用者(employed earner)の範囲に ついては、国民保険料の徴収義務を 行う歳入関税庁(HMRC)のコミッシ ョナーが決定権限を有している (1992年社会保障拠出・給付法95条1 項、2005年歳入関税に関する裁定者 法5条2項)。例えば、従軍、消防隊の 隊員、特別巡査、鉱山警察官等は、労 災保険給付との関係で被用者として 取られる(1975年社会保障(労災保 険給付)に関する被用者の雇用)規則 附則1条)。 ・被用者(employed earner)か否かの 判断は、国務大臣(労働年金大臣)に よって委任された職員によって行わ れる(後掲8。(3))。被用者につい ては、統一的な判断基準はなく、個々 のケースに応じて、指揮命令 (supervision of work)を中心に、 契約期間、就業場所、労働時間の裁量 性等といった考慮要素により総合的 に判断される(判例、裁決例)。</p>
<p>・適用(特別)加入制度はない。事業 主(自営業者: self-employed)につい ては、労災保険制度の適用はない。</p>	<p>・「被用者」とは、使用者の取引、事 業、専門職または職業の過程で労働 を提供する全ての者を指す。但し、自 らが独立の事業を行うにあたっての 労務提供でないこと、消費者に対する 労務提供でないこと、自らが使用 者でないことが要件となる(法161条 (n))。 ・被用者性の判断基準は、連邦内国 歳入庁規則87-41に規定される基準 を採用することとされている(法161 条(n))。同基準は、被用者性を判断す る要素として20の基準を列挙してい るが、その基本的な考え方は、コモ ロー上の雇用関係が存在するかどうか であり、ある者が当該者のために 労務提供を行うものに対して、達成さ れた結果だけでなく結果達成のため の詳細および手段についても、支配 および指揮する権限を有している場 合、雇用関係が存在するとされる。</p>
<p>象者と同様、従属労働者を指すもの と解釈されている(従属性の意義を めぐる現在の判例の立場について は、後掲4。(2)参照)。 ・これに加え、以下の者については、 強制的な保険対象者が置かれてい 示する特別な規定が置かれている (同L.412-2条、L.311-3条)。 ・家内労働者、販売外交員(VRP)、 ホテル・カフェ・レストランのリス ト員、興行役者、職業的ジャーナリス ト等、全36のカテゴリ ・更に、所定の施設、機関の教育・研 修の受講生や職業訓練に従事する者 等には、各活動との関係で労災保険 制度が強制的に適用される(同 L.412-8条)</p>	<p>・判例によれば、強制的保険対象者 である従属労働者と認められるため には、経済的従属性(subordination économique)や経済的依存(dépend- ance économique)のみならず、法 的従属性(subordination juridique) が必要である。 ・法的従属性は、命令・指示を与える 権限、労務の遂行を監督する権限お よび被従属者の違反に対し制裁を課 す権限を持つ使用者の権力のもとで る(判例)。</p>
<p>・「労働者(Arbeitnehmer)」は、社 会法典第VII編2条1項が定める「就 労者(Beschäftigte)」に包摂される 形(社会法典第IV編7条1項も参照)。 ・就労者性のメルクマールは、まず は人的従属性(personelle Abhängigkeit)であり、相手方(事業 主)の労働組織に組み入れられてい ることにも、その指揮命令権に服す ることで、労働の時間や長さ、場所、 内容を自身で決定し得ない者が、就 労者と認められる(社会法典第IV編7 条1項および判例)。 ・またこのほか、就労者性のメルク マールとして、以下のものが挙げら れる。 -経済的従属性 -事業主としてのリスクを負担して いないこと -自身の事業所を有していないこと -損失等の発生について契約上の責 任を負っていないこと -仕事を自ら遂行していること -仕事のための器具や材料を自身で 調達していないこと ※ なお、家内労働者については、社 会法典第IV編12条2項により就労者 とみなされる。</p>	<p>・強制的保険対象者以外の者は、初 級被用者疾病保険庫への申請によ って任意加入することができる(個 別的任意加入: 社会法典L.749-1 条)。 ・また、公益性のある施設・組織のボ ランティアに關しては、当該施設・組 織の判断で、その全部または一部に ついて任意で保険加入することが認</p>
<p>・労働者(前掲4。(2))に当たらない 事業主(自営業者)は、原則として 労災保険の対象とならない。 ・但し、以下のいずれかに該当する 事業主については、特別加入が可能 である(労災保険法33条)。 -中小事業主(1号: 労災則46条の16 が定める従業員規模以下のもの)</p>	<p>・「労働者」を「この法 律で『労働者』とは、職業の種類を問 わず、事業又は事務所に使用される 者で、賃金を支払われる者をいう」と 定義している。 ・そのうえで、1985年12月の労働基 準法研究会報告は、労基法上の労働 者性について以下の判断基準を示し ている。 ①「使用従属性」に関する判断基準 -指揮監督下での労働 -報酬の労務対償性 ②「労働者性」の判断を補強する要素 -事業者性の有無 -専属性の有無 -その他(ex: 所得税の源泉徴収の有 無)</p>
<p>(2)「労働者」性の判 断基準</p>	<p>(3) 任意(特別)加 入の可否</p>

	<p>なし。</p>	
	<p>・民間保険会社の場合、保険料額は各保険会社が自由に決定することができ(市場競争原則)。以下、多くの保険会社が採用する方式について示す。 《算定式》 保険料額×保険料率という算定式に従って算定される。ベースとなる保険料率は、州補償諮問機関(CAOM)が、全ての保険会社のもとで支払われた保険給付をもとに職業分類ごとに算定した料率を用いることが多い。 《メリット制など》 ・一定規模以上の使用者の保険料率については、過去3年間の保険事故の総、支払われた保険給付額、使用者の事業規模等を勘案した「経験料率」が採用されることが多い。</p>	<p>なし。</p>
<p>柴)、プラットフォームワーカークーが任意加入した場合にはプラットフォームが保険料を負担するという例外がある(労働法典L.7342-2条。後掲12.(3))。</p>	<p>・プラットフォームワーカークーが任意加入した場合にはプラットフォームが保険料を負担するという例外がある(労働法典L.7342-2条。後掲12.(3))。 《算定式》(社会保障法典L.242-5条、L.242-1条、D.242-6条以下) ・保険対象者の賃金総額に保険料率を掛け合わせて算定される。 ・基本的な保険料率は、企業の規模に応じて定められた下記の3つの方法によって1年ごとに決定される(但し、保険料率のうち通勤災害に対応する部分は一律)。 ・一時使用する労働者が150名以上の企業：事業所ごとに決定する個別方式(過去3年以内に当該事業所で発生した労働災害に対する保険給付額に基づいて算定) ・常時使用する労働者が20名未満の企業：産業・職業分野ごとに決定する集団方式(過去3年間の当該産業・職業分野における労働災害に対する保険給付額に基づいて算定) ・常時使用する労働者が20名以上149名以下の企業：混合方式(個別方式と集団方式の組み合わせ) 《メリット制》 ・上記のように、個別方式または混合方式が適用される企業の保険料率は、過去3年間の事業所での災害の発生状況によって増減する。 ・なお、保険料は、使用者がとった予防措置・管理措置の内容や特別なリスク等の考慮によって増減することがある(同L.242-7条)。労働法典に違反したことや全国被用者疾病金庫・地域圏被用者疾病金庫が求める予防措置(後掲9参照)をとらなかつたこととは、かかる特別なリスクを基礎づける事情として、追加保険料の賦課を基礎づける(同上)。 《任意加入の場合》 ・任意加入の場合にも、保険料は上記の方法で算定される。</p>	<p>・保険料は、民間保険会社との契約に基づいて支払われる。自家保険の場合、必要な費用の積立などが求められるわけではない。</p>
<p>《算定式》 ・保険対象者の労働賃金×危険等級×賦課率という算定式に従って、毎年ごとに算定される(社会法典第VII編153条1項)。 ※1 保険対象者の労働賃金は、前年度、事業主が保険対象者(労働者)に支払った税込賃金総額である。これについては、社会法典第VII編153条1項(および85条2項)により上限額(最大年間労働所得：2020年1月1日以降は76,440ユーロ)が定められている。 また、各保険運営主体はその定款のなかでより高い上限額を定めることができるほか(社会法典第VII編85条2項)、下限額を定めることもできる(同153条3項)。 ※2 危険等級は、各保険運営主体が業種ごとに策定する危険率表のなかで定められており(社会法典第VII編157条)、保険事故のリスクが高い業種ほど高い危険等級が定められている。 ※3 賦課率は、各保険運営主体は、各保険運営主体の前年度の資金需要に応じて設定される。 《メリット制》 ・職業協同組合は、保険事故の数、重大性、生じた支出に応じて、割増金を課し、あるいは保険料の減額を行わなければならない(社会法典第VII編162条1項)。 《任意加入の場合》 ・事業主(自営業者)が任意で保険加入した場合についても、保険料は基本的に上記の算定式に従って算定されるが、各保険主体は、労働賃金に代わる算定要素である「保険料額(Versicherungssumme)」を定款によって定める(社会法典第VII編154条1項)。</p>	<p>・保険料は、社会保障・家族給付保険料徴収連合が徴収する。</p>	<p>・保険料は、各保険運営主体は事業主に對して書面による通知を行い(社会法典第VII編168条1項)、かかる通知があった翌月の15日(その履行期となる(社会法典第IV編23条3項)) ・履行期までに支払われなかった場合、延滞金(Säumniszuschlag)が課される(同法24条1項)。</p>
<p>《算定式》 ・賃金総額×労災保険率という算定式に従って算定される(一般保険料：労働法典第11条以下)。 ※1 賃金総額は、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額をいう(労働法典第11条2項)。 ※2 労災保険率は、過去3年間ににおける災害の発生率を考慮して、厚生労働大臣が事業の種類ごとにこれを定める(労働法典第12条2項)。 《メリット制》 ・厚生労働大臣は、一定規模以上の事業所については、過去3年間ににおける災害の発生率に応じて、労災保険率を100分の40の範囲内で上下させることができる(労働法典第12条3項)。 《特別加入の場合》 ・保険料算定基礎額(=給付基礎日額×365)×保険料率という算定式に従って算定される(特別加入保険料：労働法典第13条・14条)。 ※1 給付基礎日額(労災保険法第34条1項3号、35条1項6号)については、申請に基づいて、労働局長が決定する。 ※2 保険料率は、厚生労働大臣が事業の種類ごとにこれを定める(労働法典第13条・14条)</p>	<p>・保険料は、労災保険徴収法が定める手続(特に19条以下)に従って、徴収される。</p>	
<p>(2) 算定方法</p>		
<p>(3) 徴収方法</p>		

	<p>・業務災害は、「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡」と定義される(労災保険法7条1項1号)。</p> <p>・労働者の負傷等が「業務上」生じたものといえるためには、当該業務に内在している通常随伴している危険が顕現化したという関係(業務起因性:業務と傷病等との相当因果関係)を要する(行政解釈、判例)。</p> <p>・特に、事故により傷病に罹患したケースでは、第一に、事故発生当時、当該労働者が事業主の支配下・管理下に置かれていたか(業務遂行性)が判断され、これが認められる場合に、上記の業務起因性の有無が判断される。</p>	<p>・強制徴収手続については、社会法典第X編66条の規定による。</p> <p>・労働災害(Arbeitsunfall)は、「(社会法典第VII編)2条、3条または6条によって保険保護の対象となる活動(保険対象活動)の結果として保険対象者に生じた災害」と定義される(社会法典第VII編8条1項)。</p> <p>・ある出来事が労働災害として認められるためには、以下の4つの要件を満たす必要がある。</p> <p>① 当該出来事が、限定された時間的範囲の中で生じた、身体に対して外部から作用する出来事であること</p> <p>② 当該出来事と健康被害または死亡との間に因果関係があること(責任根拠因果関係要件)</p> <p>③ ①および②の要件を満たす出来事という意味での「災害」が生じた当時、当該保険対象者が行っていた具体的な活動が、保険対象活動(労働者の場合には職務の遂行)に含まれるものであること(内的関連性要件)</p> <p>④ ③の要件を満たす具体的な活動(保険対象活動)と①および②の要件を満たす出来事という意味での「災害」との間に因果関係があること(災害因果関係要件)</p> <p>※1 ②と④の因果関係については、本質的条件説に従って判断され、その他の協働原因がある場合であっても、因果関係は広く認められる(判例)。</p> <p>※2 ③の内的関連性については、当該具体的な活動を行う保険対象者の意図(行動意図)を基準に判断される(判例)。</p>	<p>・業務災害は、「労働(業務)災害」として生じた災害(労働者(被労働者)が「労働(業務)災害」に罹患したことを指し、労働(業務)災害に罹患した労働者(被労働者)が「労働(業務)災害」に罹患したことを指す)を指す(行政解釈、判例)。</p> <p>・「労働(業務)災害」の概念や、労働(業務)災害を具体化する法令や行政解釈はないが、近時の判例は下記の傾向にある。</p> <p>・まず、「災害」とは、心身の損傷を指し起こす突発的な出来事一般を指すこととする(行政解釈)。</p> <p>・次に、当該災害が「労働(業務)災害」に該当するか(「災害の業務性」の有無)は、労働者が使用者の権力(autorité)のもとに置かれているか否かによって判断される。</p> <p>・労働時間中かつ労働の場所で行った災害は、労働災害と推定される。この場合、「労働時間」および「労働の場所」はそれぞれ広く解釈されている。</p> <p>・被用者疾病保険法または使用者が上記の推定を覆すためには、被災者が使用者の権力を逸脱していたこと、または、被災者の損傷が労働とは全く無関係の原因を持つことを立証しなければならない。</p> <p>一方、ある災害が労働時間外または労働の場所以外で発生した場合に、上記の推定は働かないため、被災者が災害の業務性を立証しなければならない。</p>	<p>・(固有の意味の)労働災害は、「労働(業務)災害」として生じた災害(労働者(被労働者)が「労働(業務)災害」に罹患したことを指し、労働(業務)災害に罹患した労働者(被労働者)が「労働(業務)災害」に罹患したことを指す)を指す(行政解釈、判例)。</p> <p>・「労働(業務)災害」の概念や、労働(業務)災害を具体化する法令や行政解釈はないが、近時の判例は下記の傾向にある。</p> <p>・まず、「災害」とは、心身の損傷を指し起こす突発的な出来事一般を指すこととする(行政解釈)。</p> <p>・次に、当該災害が「労働(業務)災害」に該当するか(「災害の業務性」の有無)は、労働者が使用者の権力(autorité)のもとに置かれているか否かによって判断される。</p> <p>・労働時間中かつ労働の場所で行った災害は、労働災害と推定される。この場合、「労働時間」および「労働の場所」はそれぞれ広く解釈されている。</p> <p>・被用者疾病保険法または使用者が上記の推定を覆すためには、被災者が使用者の権力を逸脱していたこと、または、被災者の損傷が労働とは全く無関係の原因を持つことを立証しなければならない。</p> <p>一方、ある災害が労働時間外または労働の場所以外で発生した場合に、上記の推定は働かないため、被災者が災害の業務性を立証しなければならない。</p>	<p>・混合システムが採られている。すなわち、被災者が被った損傷が(前掲7.(1)の「災害」ではなく)「疾病(maladie)」に当たった場合には、当該疾病が職業病表に掲載されていない限り、保険給付の対象とはならない(行政解釈)。</p> <p>・被災者等が、職業病表に掲載された疾病の一つに罹患したことが、当該疾病を患ったことと、最初の診断(社会法典第VII編9条1項)に拠る。職業病表に掲載された疾病に罹患した労働者は、当該疾病に罹患した労働者(被労働者)が「労働(業務)災害」に罹患したことを指す(行政解釈、判例)。</p>
<p>7. 保険事故</p>	<p>(1) 労働(業務)災害</p>	<p>(2) 職業病(業務上の疾病)</p>	<p>・混合システムが採られており、まず労基法施行規則第1の2においてリスト化されている疾病については、そこで列挙されていない特定の業務に労働者が従事しており、かつ当該疾病に罹患した場合、当該疾病の業務起因性が推定される。</p> <p>・また、労基法施行規則第1の2は11号において、「その他業務に起因することの明らかな疾病」について「業務上の疾病」と認められる場合も、「業務上の疾病」と認められる(但し、この場合には業務起因性の推定は働かない)。</p>	<p>・指定疾病(prescribed diseases)(職業病)に罹患した場合、一定の要件の下で当該疾病が労災保険給付の対象とされる。その際、経験則および医学的専門的知識を踏まえて特定の業務に罹患している特定の疾病リストを作成し、そのリストに記載されている疾病のみを労災保険給付の対象とする(行政解釈)。</p> <p>・指定疾病に罹患している労働者(被労働者)が、指定疾病に罹患した労働者(被労働者)が指定疾病(職業病)に罹患したことを指す(行政解釈、判例)。</p>	

	<p>※ 労基法施行規則別表第1の2において、長時間労働等による脳・心臓疾患(8号)や、過重労働・いじめ・ハララスメント等を原因とする心理的負担による精神障害への罹患(9号)も、リストのなかに採り入れられており、それぞれについて認定基準が示されている。</p>	<p>患することについての高度の危険に晒されている保険対象者が、現に活動的疾患に罹患し、かつ保険対象活動以外にその原因が確認できない場合においては、当該疾病は保険対象活動の結果として罹患したものであることが認定される(社会法典第VII編9条3項)。</p> <p>一方、職業疾病規則に掲載されていない疾病であっても、保険運営主体が保険給付の支給・不支給に関与して決定(後掲8、(3))を行う時点で、新たな医学上の知見によれば、職業疾病規則に掲載されるための上記要件を充たしているものについては、職業疾病と同様に取り扱われる(連職業疾病：社会法典第VII編9条2項)。</p> <p>※ なお、長時間労働等による脳・心臓疾患や、過重労働・いじめ・ハララスメント等を原因とする心理的負担による精神障害への罹患は、2020年3月の現時点では、職業疾病規則には掲載されていない。</p>	<p>《通勤概念》</p> <p>・労働者が就業に関し、次の①～③の移動を、合理的な経路および方法により行うこと(労災保険法7条2項)</p> <p>① 住居と就業の場所の間の往復(1号)</p> <p>② 就業の場所から他の就業の場所への移動(2号、労災則16条)</p> <p>③ 上記①に先行し、または後続する往居間の移動(3号、労災則17条)</p> <p>《逸脱・中断》</p> <p>・上記①～③の移動の経路を逸脱し、またはこれを中断した場合においては、当該逸脱・中断の間、およびその後の移動は、通勤とはならない(労災保険法7条3項)。</p> <p>・但し、逸脱・中断が、以下の行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱・中断の間以外は、通勤となる(労災保険法7条3項但書、労災則18条)。</p> <p>① 日用品の購入その他これに準ずる行為</p> <p>② 職業訓練等、職業能力の開発向上に資するものを受ける行為</p>	<p>《通勤概念》</p> <p>・通勤の対象となる活動の場所と直接つながっている道の往復(社会法典第VII編8条2項1号)。</p> <p>※1 このことから、労働者が通勤する場合、往復する道の一方の起点・終点は常に職場となるが、他方の起点・終点が自宅である必要は必ずしもない。</p> <p>※2 ある道が、保険対象となる活動の場所(職場)に"直接"つながっている道かどうかは、保険対象者の善悪(行動意図)を基準に判断される(判例)。</p> <p>《逸脱・中断》</p> <p>・上記の意味での直接つながっていない道から逸脱する道の通行は、原則として保険対象とならないが、以下の目的での逸脱の場合には、例外的に保険対象となる(社会法典第VII編8条2項)。</p> <p>一 生計を共にする児童を保育園等に預けるため(2号a)</p> <p>一 他の就業者と共同での乗り物を利用して職場との間を往復するため(2号b)。</p>	<p>《基本的な判断枠組み》</p> <p>・通勤災害とは、労働の場所と次の場所とを往復の経路で発生した災害の場所を指す(社会法典第VII編8条)。</p> <p>① 労働者の主たる住居、安定的な性質を持つ従来の住居または労働者が家庭上の事由のために日常的に赴くその他のあらゆる場所</p> <p>② レストラン、食堂またはより一般的に、労働者が日常的に食事をする場所</p> <p>・通勤災害への保険給付を受けるときには、これに加え、通勤と労働との関連性が認められることも必要である(判例)。</p> <p>《逸脱・中断》</p> <p>・労働者が上記の経路を逸脱または中断した場合においては、当該逸脱・中断の間および当該逸脱・中断後に生じた災害は労災保険給付の対象にならない(判例)。</p> <p>・例外的に、逸脱中、逸脱後または中断後に生じた災害も通勤災害に当たる(同条)。</p> <p>一 逸脱・中断が日常生活に不可欠な必要性によって正当化される場合</p>	<p>《通勤概念》</p> <p>・通勤の対象となる活動の場所と直接つながっている道の往復(社会法典第VII編8条2項1号)。</p> <p>※1 このことから、労働者が通勤する場合、往復する道の一方の起点・終点は常に職場となるが、他方の起点・終点が自宅である必要は必ずしもない。</p> <p>※2 ある道が、保険対象となる活動の場所(職場)に"直接"つながっている道かどうかは、保険対象者の善悪(行動意図)を基準に判断される(判例)。</p> <p>《逸脱・中断》</p> <p>・上記の意味での直接つながっていない道から逸脱する道の通行は、原則として保険対象とならないが、以下の目的での逸脱の場合には、例外的に保険対象となる(社会法典第VII編8条2項)。</p> <p>一 生計を共にする児童を保育園等に預けるため(2号a)</p> <p>一 他の就業者と共同での乗り物を利用して職場との間を往復するため(2号b)。</p>	<p>《通勤概念》</p> <p>・通勤の対象となる活動の場所と直接つながっている道の往復(社会法典第VII編8条2項1号)。</p> <p>※1 このことから、労働者が通勤する場合、往復する道の一方の起点・終点は常に職場となるが、他方の起点・終点が自宅である必要は必ずしもない。</p> <p>※2 ある道が、保険対象となる活動の場所(職場)に"直接"つながっている道かどうかは、保険対象者の善悪(行動意図)を基準に判断される(判例)。</p> <p>《逸脱・中断》</p> <p>・上記の意味での直接つながっていない道から逸脱する道の通行は、原則として保険対象とならないが、以下の目的での逸脱の場合には、例外的に保険対象となる(社会法典第VII編8条2項)。</p> <p>一 生計を共にする児童を保育園等に預けるため(2号a)</p> <p>一 他の就業者と共同での乗り物を利用して職場との間を往復するため(2号b)。</p>	<p>《通勤概念》</p> <p>・通勤の対象となる活動の場所と直接つながっている道の往復(社会法典第VII編8条2項1号)。</p> <p>※1 このことから、労働者が通勤する場合、往復する道の一方の起点・終点は常に職場となるが、他方の起点・終点が自宅である必要は必ずしもない。</p> <p>※2 ある道が、保険対象となる活動の場所(職場)に"直接"つながっている道かどうかは、保険対象者の善悪(行動意図)を基準に判断される(判例)。</p> <p>《逸脱・中断》</p> <p>・上記の意味での直接つながっていない道から逸脱する道の通行は、原則として保険対象とならないが、以下の目的での逸脱の場合には、例外的に保険対象となる(社会法典第VII編8条2項)。</p> <p>一 生計を共にする児童を保育園等に預けるため(2号a)</p> <p>一 他の就業者と共同での乗り物を利用して職場との間を往復するため(2号b)。</p>	<p>《通勤概念》</p> <p>・通勤の対象となる活動の場所と直接つながっている道の往復(社会法典第VII編8条2項1号)。</p> <p>※1 このことから、労働者が通勤する場合、往復する道の一方の起点・終点は常に職場となるが、他方の起点・終点が自宅である必要は必ずしもない。</p> <p>※2 ある道が、保険対象となる活動の場所(職場)に"直接"つながっている道かどうかは、保険対象者の善悪(行動意図)を基準に判断される(判例)。</p> <p>《逸脱・中断》</p> <p>・上記の意味での直接つながっていない道から逸脱する道の通行は、原則として保険対象とならないが、以下の目的での逸脱の場合には、例外的に保険対象となる(社会法典第VII編8条2項)。</p> <p>一 生計を共にする児童を保育園等に預けるため(2号a)</p> <p>一 他の就業者と共同での乗り物を利用して職場との間を往復するため(2号b)。</p>
	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>
	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>	<p>・通勤災害は、指定疾病(職業病)の原因業務として定められている業務に従事したことによって生じたものであることが要件となる(1992年社会保険拠出・給付法108条(1))。</p> <p>・精神障害は、指定疾病となっていない。もっとも、事故による身体的負傷により精神障害に罹った場合には、労災保険の給付対象となりうる(前掲7、(1))。</p>

(3) 通勤災害

	<p>③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為 ④ 病院等において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為 ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、相父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の介護</p>	<p>・ 家族の住居が遠隔地にある保険対象者が、職場により近い場所に宿泊する場合に、当該宿泊場所と家族の住居との間を往復するため (4号) ※ なお、上記以外の通勤途中での逸脱・中断も、当該逸脱・中断が終了し本来の通勤ルートに復帰した場合には、それ以降の道の通行は保険対象となる。</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 補償の種類としては以下の通りである。 ≪保険対象者本人に対する補償≫ ・ 療養補償 (法351条) ・ 賃金喪失補償 (法301条) ・ 永久労働不能補償 (法351、361条) ・ 職業リハビリテーション (法319条) ≪遺族に対する補償≫ ・ 死亡補償 (法321条)</p>	<p>・ 労災保険給付としては、障害年金 (disability pension: 1992年社会保険拠出・給付法103条) と 2つの手当 (常時付添手当 (constant attendance allowance: 1992年社会保険拠出・給付法104条) と特別重度障害手当 (exceptionally severe disability allowance: 1992年社会保険拠出・給付法105条)) が存在するのみとなっている。</p>
<p>③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為 ④ 病院等において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為 ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、相父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の介護</p>	<p>・ 家族の住居が遠隔地にある保険対象者が、職場により近い場所に宿泊する場合に、当該宿泊場所と家族の住居との間を往復するため (4号) ※ なお、上記以外の通勤途中での逸脱・中断も、当該逸脱・中断が終了し本来の通勤ルートに復帰した場合には、それ以降の道の通行は保険対象となる。</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 保険事故に対する給付の種類としては以下の通りである (社会保険法典L.431-1条以下)。 ≪保険対象者本人に対する給付≫ ・ 療養給付 (医学的リハビリテーションを含む) ・ 労働生活への参加のための給付 (ex. 職業訓練) ・ 社会生活への参加のための給付 (ex. 移動の際の補助、住宅のバリアフリー化) ・ 介護給付 (ex. 介護要員の調達) ・ 金銭給付 (ex. 被災者手当金、被災者年金) ※ またこのほか、職業疾病規則3条2項により、業務について危険が継続しているために当該業務から離職する保険対象者に対しては、経済的不利益をカバーするために、移行給付金 (Übergangsleistung) が支払われる。 ≪遺族に対する給付≫ ・ 葬祭料 ・ 埋葬地への移送費用 ・ 遺族年金 ・ 遺族援助金</p>	<p>・ 補償の種類としては以下の通りである。 ≪保険対象者本人に対する補償≫ ・ 療養補償 (法351条) ・ 賃金喪失補償 (法301条) ・ 永久労働不能補償 (法351、361条) ・ 職業リハビリテーション (法319条) ≪遺族に対する補償≫ ・ 死亡補償 (法321条)</p>	<p>・ 労災保険給付としては、障害年金 (disability pension: 1992年社会保険拠出・給付法103条) と 2つの手当 (常時付添手当 (constant attendance allowance: 1992年社会保険拠出・給付法104条) と特別重度障害手当 (exceptionally severe disability allowance: 1992年社会保険拠出・給付法105条)) が存在するのみとなっている。</p>
<p>③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為 ④ 病院等において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為 ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、相父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の介護</p>	<p>・ 家族の住居が遠隔地にある保険対象者が、職場により近い場所に宿泊する場合に、当該宿泊場所と家族の住居との間を往復するため (4号) ※ なお、上記以外の通勤途中での逸脱・中断も、当該逸脱・中断が終了し本来の通勤ルートに復帰した場合には、それ以降の道の通行は保険対象となる。</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 補償の種類としては以下の通りである。 ≪保険対象者本人に対する補償≫ ・ 療養補償 (法351条) ・ 賃金喪失補償 (法301条) ・ 永久労働不能補償 (法351、361条) ・ 職業リハビリテーション (法319条) ≪遺族に対する補償≫ ・ 死亡補償 (法321条)</p>	<p>・ 労災保険給付としては、障害年金 (disability pension: 1992年社会保険拠出・給付法103条) と 2つの手当 (常時付添手当 (constant attendance allowance: 1992年社会保険拠出・給付法104条) と特別重度障害手当 (exceptionally severe disability allowance: 1992年社会保険拠出・給付法105条)) が存在するのみとなっている。</p>
<p>③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為 ④ 病院等において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為 ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、相父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の介護</p>	<p>・ 家族の住居が遠隔地にある保険対象者が、職場により近い場所に宿泊する場合に、当該宿泊場所と家族の住居との間を往復するため (4号) ※ なお、上記以外の通勤途中での逸脱・中断も、当該逸脱・中断が終了し本来の通勤ルートに復帰した場合には、それ以降の道の通行は保険対象となる。</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 補償の種類としては以下の通りである。 ≪保険対象者本人に対する補償≫ ・ 療養補償 (法351条) ・ 賃金喪失補償 (法301条) ・ 永久労働不能補償 (法351、361条) ・ 職業リハビリテーション (法319条) ≪遺族に対する補償≫ ・ 死亡補償 (法321条)</p>	<p>・ 労災保険給付としては、障害年金 (disability pension: 1992年社会保険拠出・給付法103条) と 2つの手当 (常時付添手当 (constant attendance allowance: 1992年社会保険拠出・給付法104条) と特別重度障害手当 (exceptionally severe disability allowance: 1992年社会保険拠出・給付法105条)) が存在するのみとなっている。</p>
<p>③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為 ④ 病院等において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為 ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、相父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の介護</p>	<p>・ 家族の住居が遠隔地にある保険対象者が、職場により近い場所に宿泊する場合に、当該宿泊場所と家族の住居との間を往復するため (4号) ※ なお、上記以外の通勤途中での逸脱・中断も、当該逸脱・中断が終了し本来の通勤ルートに復帰した場合には、それ以降の道の通行は保険対象となる。</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 補償の種類としては以下の通りである。 ≪保険対象者本人に対する補償≫ ・ 療養補償 (法351条) ・ 賃金喪失補償 (法301条) ・ 永久労働不能補償 (法351、361条) ・ 職業リハビリテーション (法319条) ≪遺族に対する補償≫ ・ 死亡補償 (法321条)</p>	<p>・ 労災保険給付としては、障害年金 (disability pension: 1992年社会保険拠出・給付法103条) と 2つの手当 (常時付添手当 (constant attendance allowance: 1992年社会保険拠出・給付法104条) と特別重度障害手当 (exceptionally severe disability allowance: 1992年社会保険拠出・給付法105条)) が存在するのみとなっている。</p>
<p>③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為 ④ 病院等において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為 ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、相父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の介護</p>	<p>・ 家族の住居が遠隔地にある保険対象者が、職場により近い場所に宿泊する場合に、当該宿泊場所と家族の住居との間を往復するため (4号) ※ なお、上記以外の通勤途中での逸脱・中断も、当該逸脱・中断が終了し本来の通勤ルートに復帰した場合には、それ以降の道の通行は保険対象となる。</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 逸脱・中断と労働の遂行との間に一定の関連性がある場合</p>	<p>・ 補償の種類としては以下の通りである。 ≪保険対象者本人に対する補償≫ ・ 療養補償 (法351条) ・ 賃金喪失補償 (法301条) ・ 永久労働不能補償 (法351、361条) ・ 職業リハビリテーション (法319条) ≪遺族に対する補償≫ ・ 死亡補償 (法321条)</p>	<p>・ 労災保険給付としては、障害年金 (disability pension: 1992年社会保険拠出・給付法103条) と 2つの手当 (常時付添手当 (constant attendance allowance: 1992年社会保険拠出・給付法104条) と特別重度障害手当 (exceptionally severe disability allowance: 1992年社会保険拠出・給付法105条)) が存在するのみとなっている。</p>

	<p>に、これを補償する目的で支払われ る(社会法典第VII編56条1項)。 ・金額については、年間労働所得×2 /3×稼働能力の喪失率という算定 式によって算定される(社会法典第 VII編56条3項)。 ・上記の年間労働所得とは、保険事 故発生月前12ヶ月の間の労働 賃金および労働所得の合計額をいう (社会法典第VII編82条1項)。かかる 年間労働所得については、上限額(最 大年間労働所得：前掲6.(2)および 下限額(2020年1月1日以降は22,932 ユーロ)が設定されている(社会法典 第VII編85条1項・2項)。 ※上記にいう労働所得は、自営的 (Arbeitsinhalten)とは、自営的 就業によって得られる利得を指す (社会法典第IV編15条)。</p>	<p>労働能力喪失の程度を表す数値と (b)被災前の年間賃金を掛け合わ せる形で算定される。 ・上記(a)については、初級被用者疾 病保険金庫が障害等級表を参照しつ つ被災者固有の事情(障害の性質、職 業上の適性等)も考慮に入れて決定 した労働不能率を、所定の方法で修 正した値が用いられる。 ・上記(b)については、①実際の賃金 額と②年間最低基準賃金との関係に 応じて、算定の際に用いられる値が 異なる。 一①<②の場合② 一①>②のうち②の2倍以下の部分は全 て考慮。②の2倍～8倍の部分は3 分の1のみ考慮。②の8倍を超える 部分は一切考慮せず。</p>	<p>・ 療養補償年金額(労災 ・ 業務上の傷病に罹患した労働者 が、療養開始後1年6ヶ月経過した日 以降も治癒せず、かつ当該傷病によ り障害が残っている場合、傷病補償 年金が支給される(労災保険法12条 の8第3項)。 ・ 金額については、傷病等級表(労災 則別表第2)が定める障害の程度に応 じて、給付基礎日額に一定日数を乗 じる形で算定される。 ※ 給付基礎日額は、原則として、労 基法12条が定める平均賃金相当額を いう(労災保険法8条)。また、療養 開始後1年6ヶ月を経過した日以降 に支給する休業補償給付および年金 給付については、給付基礎日額につ いて年齢階層別の最低・最高限度額 が設けられている(労災保険法8条の 2～8条の4)。</p>
<p>(3) 支給手続</p>	<p>・ 療養補償給付、休業補償給付、葬祭 料、介護補償給付、および二次健康診 断等給付を受ける権利は2年で、障害 補償給付、遺族補償給付を受ける権 利は5年で、時効によって消滅する (労災保険法42条)。 ・ 傷病補償年金額については、その支 分権が、5年で時効によって消滅する (会計法30条)。</p>	<p>・ 保険給付にかかると支給は、原則として、 決定手続開始のためには、原則として て、当事者からの請求は不要であり、 保険運営主体が職権によってこれを 行う(職権主義：社会法典第IV編19 条)。 ・ 事業主は、自身の企業の労働者が 死亡し、あるいは傷病により4日以上 就労不能となった場合には、管轄の 保険運営主体(職業協同組合)に届け 出る義務を負う(社会法典第VI編193 条1項・2項)。</p>	<p>・ 保険給付にかかると請求権は、それ が発生した暦年が経過してから4年 で、時効によって消滅する(社会法典 第I編45条1項)。 ・ 年金の場合には、その支分権が、上 記消滅時効の対象となる。</p>
<p>(4) 時効</p>	<p>・ 被災者または被災者から報告を受 けた保険会社は、補償支払を行うか どうかの判断を行う。補償支払が行 われた場合、使用者は州行政機関 (WCA)に報告する義務がある(法 801条(1))。 ・ 使用者または保険会社が支払を拒 否した場合、被用者は審査請求の申 立ができる(手続については法222条 以下)。審査は、労災補償審査官 (magistrate)のもとで行われる。再 審査請求も可能である。</p>	<p>・ 被災者または被災者から報告を受 けた保険会社は、補償支払を行うか どうかの判断を行う。補償支払が行 われた場合、使用者は州行政機関 (WCA)に報告する義務がある(法 801条(1))。 ・ 使用者または保険会社が支払を拒 否した場合、被用者は審査請求の申 立ができる(手続については法222条 以下)。審査は、労災補償審査官 (magistrate)のもとで行われる。再 審査請求も可能である。</p>	<p>・ 労災保険給付の請求は、通常労働 年金省(地方事務所)に対して行われ る。当該給付請求に対して国務大臣 (労働年金大臣)によって委任され た職員が審査決定を行う。なお、重度 障害手当および障害給付に關する障 害問題については、医師にアドバイ スを求め、当該職員が判断すること になる。当該審査決定に不服がある 場合には、請求者は、第1審判所に対し て審判を求め、更にその審判結果に 対して再審判を求めることができる (1998年社会保険法)。</p>
<p>・ 傷病補償年金額(労災 ・ 業務上の傷病に罹患した労働者 が、療養開始後1年6ヶ月経過した日 以降も治癒せず、かつ当該傷病によ り障害が残っている場合、傷病補償 年金が支給される(労災保険法12条 の8第3項)。 ・ 金額については、傷病等級表(労災 則別表第2)が定める障害の程度に応 じて、給付基礎日額に一定日数を乗 じる形で算定される。 ※ 給付基礎日額は、原則として、労 基法12条が定める平均賃金相当額を いう(労災保険法8条)。また、療養 開始後1年6ヶ月を経過した日以降 に支給する休業補償給付および年金 給付については、給付基礎日額につ いて年齢階層別の最低・最高限度額 が設けられている(労災保険法8条の 2～8条の4)。</p>	<p>・ 被災者または被災者から報告を受 けた保険会社は、補償支払を行うか どうかの判断を行う。補償支払が行 われた場合、使用者は州行政機関 (WCA)に報告する義務がある(法 801条(1))。 ・ 使用者または保険会社が支払を拒 否した場合、被用者は審査請求の申 立ができる(手続については法222条 以下)。審査は、労災補償審査官 (magistrate)のもとで行われる。再 審査請求も可能である。</p>	<p>・ 被災者または被災者から報告を受 けた保険会社は、補償支払を行うか どうかの判断を行う。補償支払が行 われた場合、使用者は州行政機関 (WCA)に報告する義務がある(法 801条(1))。 ・ 使用者または保険会社が支払を拒 否した場合、被用者は審査請求の申 立ができる(手続については法222条 以下)。審査は、労災補償審査官 (magistrate)のもとで行われる。再 審査請求も可能である。</p>	<p>・ 労災保険給付の請求は、通常労働 年金省(地方事務所)に対して行われ る。当該給付請求に対して国務大臣 (労働年金大臣)によって委任され た職員が審査決定を行う。なお、重度 障害手当および障害給付に關する障 害問題については、医師にアドバイ スを求め、当該職員が判断すること になる。当該審査決定に不服がある 場合には、請求者は、第1審判所に対し て審判を求め、更にその審判結果に 対して再審判を求めることができる (1998年社会保険法)。</p>
<p>・ 傷病補償年金額(労災 ・ 業務上の傷病に罹患した労働者 が、療養開始後1年6ヶ月経過した日 以降も治癒せず、かつ当該傷病によ り障害が残っている場合、傷病補償 年金が支給される(労災保険法12条 の8第3項)。 ・ 金額については、傷病等級表(労災 則別表第2)が定める障害の程度に応 じて、給付基礎日額に一定日数を乗 じる形で算定される。 ※ 給付基礎日額は、原則として、労 基法12条が定める平均賃金相当額を いう(労災保険法8条)。また、療養 開始後1年6ヶ月を経過した日以降 に支給する休業補償給付および年金 給付については、給付基礎日額につ いて年齢階層別の最低・最高限度額 が設けられている(労災保険法8条の 2～8条の4)。</p>	<p>・ 被災者または被災者から報告を受 けた保険会社は、補償支払を行うか どうかの判断を行う。補償支払が行 われた場合、使用者は州行政機関 (WCA)に報告する義務がある(法 801条(1))。 ・ 使用者または保険会社が支払を拒 否した場合、被用者は審査請求の申 立ができる(手続については法222条 以下)。審査は、労災補償審査官 (magistrate)のもとで行われる。再 審査請求も可能である。</p>	<p>・ 被災者または被災者から報告を受 けた保険会社は、補償支払を行うか どうかの判断を行う。補償支払が行 われた場合、使用者は州行政機関 (WCA)に報告する義務がある(法 801条(1))。 ・ 使用者または保険会社が支払を拒 否した場合、被用者は審査請求の申 立ができる(手続については法222条 以下)。審査は、労災補償審査官 (magistrate)のもとで行われる。再 審査請求も可能である。</p>	<p>・ 労災保険給付の請求は、通常労働 年金省(地方事務所)に対して行われ る。当該給付請求に対して国務大臣 (労働年金大臣)によって委任され た職員が審査決定を行う。なお、重度 障害手当および障害給付に關する障 害問題については、医師にアドバイ スを求め、当該職員が判断すること になる。当該審査決定に不服がある 場合には、請求者は、第1審判所に対し て審判を求め、更にその審判結果に 対して再審判を求めることができる (1998年社会保険法)。</p>
<p>・ 傷病補償年金額(労災 ・ 業務上の傷病に罹患した労働者 が、療養開始後1年6ヶ月経過した日 以降も治癒せず、かつ当該傷病によ り障害が残っている場合、傷病補償 年金が支給される(労災保険法12条 の8第3項)。 ・ 金額については、傷病等級表(労災 則別表第2)が定める障害の程度に応 じて、給付基礎日額に一定日数を乗 じる形で算定される。 ※ 給付基礎日額は、原則として、労 基法12条が定める平均賃金相当額を いう(労災保険法8条)。また、療養 開始後1年6ヶ月を経過した日以降 に支給する休業補償給付および年金 給付については、給付基礎日額につ いて年齢階層別の最低・最高限度額 が設けられている(労災保険法8条の 2～8条の4)。</p>	<p>・ 被災者または被災者から報告を受 けた保険会社は、補償支払を行うか どうかの判断を行う。補償支払が行 われた場合、使用者は州行政機関 (WCA)に報告する義務がある(法 801条(1))。 ・ 使用者または保険会社が支払を拒 否した場合、被用者は審査請求の申 立ができる(手続については法222条 以下)。審査は、労災補償審査官 (magistrate)のもとで行われる。再 審査請求も可能である。</p>	<p>・ 被災者または被災者から報告を受 けた保険会社は、補償支払を行うか どうかの判断を行う。補償支払が行 われた場合、使用者は州行政機関 (WCA)に報告する義務がある(法 801条(1))。 ・ 使用者または保険会社が支払を拒 否した場合、被用者は審査請求の申 立ができる(手続については法222条 以下)。審査は、労災補償審査官 (magistrate)のもとで行われる。再 審査請求も可能である。</p>	<p>・ 労災保険給付の請求は、通常労働 年金省(地方事務所)に対して行われ る。当該給付請求に対して国務大臣 (労働年金大臣)によって委任され た職員が審査決定を行う。なお、重度 障害手当および障害給付に關する障 害問題については、医師にアドバイ スを求め、当該職員が判断すること になる。当該審査決定に不服がある 場合には、請求者は、第1審判所に対し て審判を求め、更にその審判結果に 対して再審判を求めることができる (1998年社会保険法)。</p>

<p>会保障（申請・支給）規則19条および附則4）。</p>	<p>なし。</p>	<p>・州の機関である労働補償機関(WCA)は、職業リハビリテーションに関する助言を行っている。</p>	<p>・全国被用者疾病保険金庫・地域圏被用者疾病保険金庫は、労働災害・職業病の予防事業として、例えば以下のような事業を行っている。</p> <p>一労働災害・職業病に関する調査・情報提供</p> <p>一使用者による予防措置の促進・監督</p> <p>一補助金の支給</p>	<p>・各保険運営主体は、労働災害や職業病の防止のために、各事業主や職業病の予防事業が採るべき措置や行動等を定めた、災害防止規則を定める(社会法典第VII編15条1項)。</p> <p>・また、各保険運営主体に設置される監督員(Aufsichtspersonen)は、上記の災害防止規則の遵守のための監督や助言の業務を行っている(社会法典第VII編18条1項)。</p> <p>・更に、各保険運営主体は、労災医学に特化した労災クリニックを運営している。</p>	<p>・非併存主義が採用されている(社会法典第VII編104条1項)。</p> <p>《原則》</p> <p>・事業主および同一事業所において、労働災害を惹起した者(=同僚)は、保険対象者、その親族・遺族に対する関係で、当該労働災害によって生じた人的損害の賠償責任を免れる(責任免除規定：社会法典第VII編104条1項、105条1項)。</p> <p>※ 上記の人的損害には、非財産的損害(=慰謝料)も含まれる(判例)。</p> <p>《例外》</p> <p>・事業主または同僚が、故意により労働災害を惹起した場合、または通勤(前掲7.(3)；社会法典第VII編8条2項1号～4号)の途上で労働災害を惹起した場合、上記の規定は適用されない(社会法典第VII編104条1項、105条1項)。</p> <p>※ かかる例外に基づいて、保険対象者等が損害賠償請求を行う場合、既に得た労災保険からの保険給付分については減額の対象となる(社会法典第VII編104条3項、105条1項3文)。</p>	<p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>
<p>9. 保険給付以外の事業</p>	<p>(1) 併存主義か非併存主義か</p>	<p>・併存主義が採用されている。</p>	<p>・併存主義が採用されている(社会法典第VII編1452-1条)。</p> <p>《原則》</p> <p>・労災保険給付の対象となる労働者から加害者へは、被加害者または遺族が許されない(社会法典第VII編1451-1条)。</p> <p>《例外》</p> <p>・使用者またはその雇用する労働者の故意によって災害が生じた場合(同L.452-5条)。</p> <p>・使用者または使用者に代わって指揮命令を行う者の許し難い過失(faute inexcusable)によって災害が生じた場合</p> <p>・第三者(使用者以外の者)が加害者の場合(同L.454-1条)</p> <p>・通勤災害の場合(同L.455-1条)</p>	<p>・併存主義が採用されている(社会法典第VII編104条3項、105条1項3文)。</p> <p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>	<p>《疾病保険との関係》</p> <p>・労災保険から保険給付が行われるべき場合には、疾病保険制度からの給付に対する請求権は発生しない(社会法典VII編11条5項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・労災保険に基づく年金と年金保険制度に基づく年金が重複する場合、双方の合計額が上限額を超える場合には、その限りで年金保険から</p>	<p>《疾病保険との関係》</p> <p>・災害から生じたものとは異なる疾病や妊娠は疾病保険給付の対象とならない(社会法典VII編11条3条)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害年金との併給は認められない(社会法典VII編11条3条)。</p>
<p>10. 民事損害賠償請求との調整</p>	<p>(2) 調整内容</p>	<p>・併存主義が採用されている。</p>	<p>・併存主義が採用されている(社会法典第VII編1452-1条)。</p> <p>《原則》</p> <p>・法に定める補償を受ける権利を有することは、被用者の使用者に対する排他的救済である(法131条(1))。</p> <p>同僚が原因の場合も、排他的救済の対象となる(法827条(1))。</p> <p>《例外》</p> <p>・使用者の意図的な不法行為がある場合(使用者が、人身傷害が確実に発生するといふ実際の知識を有していて、かつ、故意にその知識を無視して、使用者に対する民事損害賠償請求が認められる(法131条(1))。</p> <p>※ 使用者または保険会社から補償が行われていた場合の調整については、明文規定が自当たらず、不明。</p> <p>・第三者が加害者の場合であって、使用者または保険会社が補償を行った場合、当該使用者または保険会社は、当該第三者による賠償額から、補償を行なった限度で、償還を受けることができる(法827条(5))。</p>	<p>・併存主義が採用されている(社会法典第VII編104条3項、105条1項3文)。</p> <p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>	<p>《疾病保険との関係》</p> <p>・災害から生じたものとは異なる疾病や妊娠は疾病保険給付の対象とならない(社会法典VII編11条3条)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害年金との併給は認められない(社会法典VII編11条3条)。</p>	<p>《疾病保険との関係》</p> <p>・災害から生じたものとは異なる疾病や妊娠は疾病保険給付の対象とならない(社会法典VII編11条3条)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害年金との併給は認められない(社会法典VII編11条3条)。</p>
<p>11. 他の社会保険給付との調整</p>	<p>(3) 調整内容</p>	<p>・併存主義が採用されている。</p>	<p>・併存主義が採用されている(社会法典第VII編1452-1条)。</p> <p>《原則》</p> <p>・法に定める補償を受ける権利を有することは、被用者の使用者に対する排他的救済である(法131条(1))。</p> <p>同僚が原因の場合も、排他的救済の対象となる(法827条(1))。</p> <p>《例外》</p> <p>・使用者の意図的な不法行為がある場合(使用者が、人身傷害が確実に発生するといふ実際の知識を有していて、かつ、故意にその知識を無視して、使用者に対する民事損害賠償請求が認められる(法131条(1))。</p> <p>※ 使用者または保険会社から補償が行われていた場合の調整については、明文規定が自当たらず、不明。</p> <p>・第三者が加害者の場合であって、使用者または保険会社が補償を行った場合、当該使用者または保険会社は、当該第三者による賠償額から、補償を行なった限度で、償還を受けることができる(法827条(5))。</p>	<p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>	<p>《疾病保険との関係》</p> <p>・災害から生じたものとは異なる疾病や妊娠は疾病保険給付の対象とならない(社会法典VII編11条3条)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害年金との併給は認められない(社会法典VII編11条3条)。</p>	<p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>
<p>12. 労働災害の予防</p>	<p>(4) 予防</p>	<p>・併存主義が採用されている。</p>	<p>・併存主義が採用されている(社会法典第VII編1452-1条)。</p> <p>《原則》</p> <p>・法に定める補償を受ける権利を有することは、被用者の使用者に対する排他的救済である(法131条(1))。</p> <p>同僚が原因の場合も、排他的救済の対象となる(法827条(1))。</p> <p>《例外》</p> <p>・使用者の意図的な不法行為がある場合(使用者が、人身傷害が確実に発生するといふ実際の知識を有していて、かつ、故意にその知識を無視して、使用者に対する民事損害賠償請求が認められる(法131条(1))。</p> <p>※ 使用者または保険会社から補償が行われていた場合の調整については、明文規定が自当たらず、不明。</p> <p>・第三者が加害者の場合であって、使用者または保険会社が補償を行った場合、当該使用者または保険会社は、当該第三者による賠償額から、補償を行なった限度で、償還を受けることができる(法827条(5))。</p>	<p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>	<p>《疾病保険との関係》</p> <p>・災害から生じたものとは異なる疾病や妊娠は疾病保険給付の対象とならない(社会法典VII編11条3条)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害年金との併給は認められない(社会法典VII編11条3条)。</p>	<p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>
<p>13. 労働災害の賠償</p>	<p>(5) 賠償</p>	<p>・併存主義が採用されている。</p>	<p>・併存主義が採用されている(社会法典第VII編1452-1条)。</p> <p>《原則》</p> <p>・法に定める補償を受ける権利を有することは、被用者の使用者に対する排他的救済である(法131条(1))。</p> <p>同僚が原因の場合も、排他的救済の対象となる(法827条(1))。</p> <p>《例外》</p> <p>・使用者の意図的な不法行為がある場合(使用者が、人身傷害が確実に発生するといふ実際の知識を有していて、かつ、故意にその知識を無視して、使用者に対する民事損害賠償請求が認められる(法131条(1))。</p> <p>※ 使用者または保険会社から補償が行われていた場合の調整については、明文規定が自当たらず、不明。</p> <p>・第三者が加害者の場合であって、使用者または保険会社が補償を行った場合、当該使用者または保険会社は、当該第三者による賠償額から、補償を行なった限度で、償還を受けることができる(法827条(5))。</p>	<p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>	<p>《疾病保険との関係》</p> <p>・災害から生じたものとは異なる疾病や妊娠は疾病保険給付の対象とならない(社会法典VII編11条3条)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害年金との併給は認められない(社会法典VII編11条3条)。</p>	<p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>
<p>14. 労働災害の救済</p>	<p>(6) 救済</p>	<p>・併存主義が採用されている。</p>	<p>・併存主義が採用されている(社会法典第VII編1452-1条)。</p> <p>《原則》</p> <p>・法に定める補償を受ける権利を有することは、被用者の使用者に対する排他的救済である(法131条(1))。</p> <p>同僚が原因の場合も、排他的救済の対象となる(法827条(1))。</p> <p>《例外》</p> <p>・使用者の意図的な不法行為がある場合(使用者が、人身傷害が確実に発生するといふ実際の知識を有していて、かつ、故意にその知識を無視して、使用者に対する民事損害賠償請求が認められる(法131条(1))。</p> <p>※ 使用者または保険会社から補償が行われていた場合の調整については、明文規定が自当たらず、不明。</p> <p>・第三者が加害者の場合であって、使用者または保険会社が補償を行った場合、当該使用者または保険会社は、当該第三者による賠償額から、補償を行なった限度で、償還を受けることができる(法827条(5))。</p>	<p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>	<p>《疾病保険との関係》</p> <p>・災害から生じたものとは異なる疾病や妊娠は疾病保険給付の対象とならない(社会法典VII編11条3条)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害年金との併給は認められない(社会法典VII編11条3条)。</p>	<p>《健康保険との関係》</p> <p>・業務災害および通勤災害として労働災害による給付の対象となる場合、健康保険からの給付は行われない(健康保険法1条、55条1項)。</p> <p>《年金保険との関係》</p> <p>・障害(補償)給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法に基づき障害手当金は不支給となる(厚生年金保険法56条)。</p>

<p>・労災保険から障害補償年金、傷病補償年金、遺族補償年金による給付を受ける権利を有する者が、同一の事由により厚生年金保険等から年金が支給されるときは、後者はそのまま支給され、前者が減額調整される。</p>	<p>《通勤災害》 ・XがA社での勤務を終えた後にB社へ移動する道の途上で災害に遭った場合、労災保険法7条2項2号が定める通勤災害（前掲7.(3)）となり、この場合の保険関係の処理は、「終点の事業場」たるB社の保険関係によって行われる（行政解釈）。 《金銭給付の算定》 ・(2020年労災保険法改正前) ・金銭給付の算定基礎となる給付基礎日額は、災害が発生した事業場から支払われる賃金のみをもとに算定される（行政解釈）。従って、例えばXについて、B社において、あるいはA社からB社への移動中に保険事故が発生した場合における休業給付等の保険給付の算定に当たっては、B社からの賃金のみをもとに給付基礎日額が算定され、A社からの賃金は合算されない。 ・新8条3項によって、上記のケースでは、A社とB社ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額にかかるとして政府が算定する額にかかるとして政府が算定する額となる。 ※なお、2020年労災保険法改正により、複数業務要因災害（複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡）が、新たに保険給付の対象となっている（新7条1項2号、新20条の2～新20条の9）。</p>	<p>・労災保険から障害補償年金、傷病補償年金、遺族補償年金による給付を受ける権利を有する者が、同一の事由により厚生年金保険等から年金が支給されるときは、後者はそのまま支給され、前者が減額調整される。</p>	<p>《通勤災害》 ・XがA社での勤務を終えた後にB社へ移動する道の途上で災害に遭った場合、Xの行動意図（前掲7.(3)）はB社での就労（保険対象活動）に向いていることから、上記の道は保険対象活動の場所であるB社へ直接つながる道と判断され、上記災害はB社にかかる通勤災害と評価される（判例）。従って、この場合の保険給付は、B社を管轄する保険運営主体（職業協同組合）によってなされることとなる。 《金銭給付の算定》 ・被災者手当金および被災者年金の算定基礎となる労働賃金（前掲8.(2)）の算定に際してはA社からの賃金だけでなくB社からの賃金も合算される。また、同じく算定基礎である労働所得は、自営的就労によって得られる利得を指すことから（前掲8.(2)）、Xが副業として自営業を行っていた場合、かかる自営業から得られた収入も合算の対象となる。 ※1 但し、被災者手当金に関しては、Xが保険事故の結果としてA社だけでなくB社においても就労不能となっていたことが、合算の要件となる。 ※2 例えば、A社での労働災害によりXがA社・B社双方で就労不能となった場合であって、A社をB社を管轄する保険運営主体（職業協同組合）がそれぞれ異なる場合には、A社を管轄する職業協同組合がXに対して被災者手当金等の給付を行い、その算定が合算されるが、この場合、A社を管轄する職業協同組合とB社を管轄する職業協同組合との負担調整は行われない。</p>	<p>・労災保険から障害補償年金、傷病補償年金、遺族補償年金による給付を受ける権利を有する者が、同一の事由により厚生年金保険等から年金が支給されるときは、後者はそのまま支給され、前者が減額調整される。</p>	<p>・労災保険から障害補償年金、傷病補償年金、遺族補償年金による給付を受ける権利を有する者が、同一の事由により厚生年金保険等から年金が支給されるときは、後者はそのまま支給され、前者が減額調整される。</p>
<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>《通勤災害》 ・7.(3)で上述の通り、通勤災害は原則として補償の対象とならない。 《金銭給付の算定》 ・賃金喪失補償等の算定の基礎となるAWW（前掲8.(2)）については、A社からの賃金だけでなくB社からの賃金も合算される（法372条）。 ・A社での雇用が人身傷害または死亡の原因となった場合、(a) Xに対しA社で支払われた賃金がXのAWWの80%を超える場合、A社またはその保険会社が全ての補償責任を負い、(b) 80%以下の場合、AWWに占めるA社で支払われた賃金の割合に応じて補償責任を負う。(b)の場合、A社またはその保険会社がいったん補償の全額を支払う義務が発生し、その後、補償責任を超えて支払った額について、「二次的傷害基金」(second injury fund)からの払い戻しを受ける（以上につき法372条）。 なお、二次的負傷基金の財源は、自家保険適用使用者と保険会社の拠出金である（法551条）。 ○その他、A社とB社が「関連する」あるいは「類似する」使用者である場合にのみ、賃金額の合算を行う州がある。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>
<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>《通勤災害》 ・XがA社での勤務を終えた後にB社へ移動する道の途上で生じた災害は、通勤災害として保護される（判例）。 《金銭給付の算定》 ・休業補償、障害補償年金および遺族補償年金の算定の基礎となる賃金（前掲8.(2)）の算定に際してはA社からの賃金だけでなくB社からの賃金も合算される（R434-29条・判例）。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>
<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>《通勤災害》 ・XがA社での勤務を終えた後にB社へ移動する道の途上で生じた災害は、通勤災害として保護される（判例）。 《金銭給付の算定》 ・休業補償、障害補償年金および遺族補償年金の算定の基礎となる賃金（前掲8.(2)）の算定に際してはA社からの賃金だけでなくB社からの賃金も合算される（R434-29条・判例）。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>
<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>《通勤災害》 ・XがA社での勤務を終えた後にB社へ移動する道の途上で生じた災害は、通勤災害として保護される（判例）。 《金銭給付の算定》 ・休業補償、障害補償年金および遺族補償年金の算定の基礎となる賃金（前掲8.(2)）の算定に際してはA社からの賃金だけでなくB社からの賃金も合算される（R434-29条・判例）。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>
<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>《通勤災害》 ・XがA社での勤務を終えた後にB社へ移動する道の途上で生じた災害は、通勤災害として保護される（判例）。 《金銭給付の算定》 ・休業補償、障害補償年金および遺族補償年金の算定の基礎となる賃金（前掲8.(2)）の算定に際してはA社からの賃金だけでなくB社からの賃金も合算される（R434-29条・判例）。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>
<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>《通勤災害》 ・XがA社での勤務を終えた後にB社へ移動する道の途上で生じた災害は、通勤災害として保護される（判例）。 《金銭給付の算定》 ・休業補償、障害補償年金および遺族補償年金の算定の基礎となる賃金（前掲8.(2)）の算定に際してはA社からの賃金だけでなくB社からの賃金も合算される（R434-29条・判例）。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>	<p>・公的障害年金と労災補償は調整されない（法354条(11)）。 ・申請者が公的老年年金の受給権者の場合、年金給付額の50%が補償額から減額される（法354条(9)）。 ※民間保険会社の提供する医療保険給付との調整は不明。</p>

		<p>ら、労働契約に基づいて事業主の支配下にあることよって生じたテレワークにおける災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となる。ただし、私的行為等業務以外が原因であるものについては、業務上の災害とは認められない」とされている。</p>	<p>た出来事が労働災害（前掲7. (1)）として評価できる限りは、労災保険により保護される。 ・但し、飲食や用便等といった私的な活動のためにテレワークを中断した中で生じた災害については、保険対象活動との内的関連性（前掲7. (1)）を欠くことになるため、労働災害とは認められない（判例）。</p>	<p>レワークが行われている場所で発生した災害は労働災害と推定される（同項）。労働災害の推定に関する一般的なルールについては、前掲7. (1) 参照。</p>		<p>として評価できざる限り、労災保険給付の対象となる。</p>
<p>(3) 独立自営業者 (ex. クラウド ワーカー)</p>		<p>・2020年3月時点では、クラウドワークやプラットフォームワークで就労する独立自営業者の労災保険による保護については、特別の立法は存在しない。 ・もともと、現行法を前提としても、法形式的には自営業者とされている者であっても、就労の実態をみて、前掲4. (2) でみた労働者性のメルクマールを満たす場合には、労働者（労基法9条）として、労災保険の強制的保険対象者となる。 ・また、業種によっては、労災保険への特別加入（前掲4. (3)）が可能でありうる。</p>	<p>・2020年3月時点では、クラウドワークやプラットフォームワークで就労する独立自営業者の労災保険による保護については、特別の立法は存在しない。 ・もともと、現行法を前提としても、法形式的には自営業者とされている者であっても、就労の実態をみて、前掲4. (2) でみた就労者性のメルクマールを満たす場合には、社会法典第VII編2条1項1号により、労災保険の強制的保険対象者となる。 ・また、少なくとも自営業者は、保険運営主体に申請を行うことで、任意で労災保険に加入することが可能である（前掲4. (3)）。</p>	<p>・労災保険制度の強制的保険対象者の範囲は、明文の規定によって、一部の類型の独立自営業者に拡張されている（前掲4. (1)）。 ・また、強制的保険対象には含まれない場合であっても、独立自営業者は一般に、保険運営主体に申請することによって、労災保険制度に任意加入することができる（前掲4. (4)）。 ・更に、プラットフォーム型就労者に関し、2016年の法改正により、本人が労災保険制度に任意加入した場合にプラットフォームに対して保険料の支払いを義務づける規定が設けられた（労働法典L.7342-2条。前掲6. (1)）。</p>	<p>・2020年3月時点では、クラウドワークやプラットフォームワークで就労する独立自営業者の労災補償による保護については、特別の立法は存在しない。 ・現行法の基準（前掲4. (2)）を前提すると、クラウドワーカーは被用者性を否定されるのが一般的であると思われる。 ○カリフォルニア州では、多くのクラウドワーカーを被用者に含めるための法改正を行ったが、全米的な傾向にはなっていない。</p>	<p>・2020年3月時点では、クラウドワークやプラットフォームワークで就労する独立自営業者の労災保険による保護については、特別の立法は存在しない。 ・現行法を前提として、法形式的には自営業者とされている者であっても、就労の実態をみて、被用者性（前掲4. (2)）が認められる場合には、被用者として、労災保険の対象者となる。</p>

備考①：ドイツにおける労災保険制度は、就労者およびそれと同程度の要保護性がある者を保険対象とする真正労災保険と、就労関係にない者（学生、災害時の救助者、献血者等）を保険対象とする不真正労災保険とに分かれるが、上記の表で対象としているのは前者の真正労災保険である。

備考②：アメリカにおける労災補償制度は主として各州法により運営されているため、本整理表では、アメリカにおける一般的傾向から大きく逸脱する点の少ない、ミネソタ州の制度を採用している。但し、ミネソタ州の制度と異なる、全米的に一般的な傾向がある項目については、特に「○」の後に記載している。

執筆担当： 日本法・ドイツ法 = 山本陽大（労働政策研究・研修機構副主任研究員）
フランス法 = 河野奈月（明治学院大学准教授）
アメリカ法 = 地神亮佑（大阪大学准教授）
イギリス法 = 上田達子（同志社大学教授）

労働政策研究報告書 No. 205

労災補償保険制度の比較法的研究

ードイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題

発行年月日 2020年 9月 15日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2020 JILPT

Printed in Japan

* 労働政策研究報告書全文はホームページで提供しております。(URL: <https://www.jil.go.jp/>)